

山梨県公報

号外第六十号

平成二十三年

七月十三日

水曜日

目次

規 則

山梨県医師海外留学資金貸与条例施行規則……………一
山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一六

規 則

山梨県規則第二十三号

山梨県医師海外留学資金貸与条例施行規則を次のように定める。

平成二十三年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

(趣旨) 山梨県医師海外留学資金貸与条例施行規則

第一条 この規則は、山梨県医師海外留学資金貸与条例(平成二十三年山梨県条例第二十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第二条 条例第三条第一項の申請をしようとする者は、海外留学資金貸与申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 医師免許証の写し

二 本籍の記載された住民票の写し

三 条例第五条の連帯保証人(以下「保証人」という。)の所得を証する書類

四 保証人の印鑑証明書

五 専門医資格を有する者にあつては、当該専門医資格を有することを証する書類

六 条例第三条第一項第五号の規則で定める大学を卒業した者にあつては、当該大学

を卒業したことを証する書類

七 海外留学研修計画書(第二号様式)

(貸与の決定)

第三条 知事は、前条の規定により提出された海外留学資金貸与申請書及び添付書類を

審査し、海外留学資金の貸与を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(契約書)

第四条 条例第三条第一項の契約は、海外留学資金貸与契約書(第三号様式)により締結するものとする。

(申請の要件)

第五条 条例第三条第一項第三号の規則で定める期間は、六月以上二年以内とする。

第六条 条例第三条第一項第五号の規則で定める大学は、学校法人自治医科大学が設置する自治医科大学とする。

(渡航及び帰国に要する経費)

第七条 条例第四条第一項第二号の規則で定める実費は、往復の鉄道賃及び車賃並びに宿泊料とする。

(保証人)

第八条 保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

2 海外留学資金の貸与を受けている者又は海外留学資金の貸与を受けた者(第十九条において「海外留学資金貸与者」という。)は、保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、若しくは保証人として適当でない事由が生じたとき又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を定めて、速やかに、海外留学資金保証人変更願(第四号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

い。

一 新たな保証人の所得を証する書類

二 新たな保証人の印鑑証明書

(貸与の方法)

第九条 海外留学資金は、次のとおり貸与する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

一 海外留学研修に係る経費は、毎年度、当該年度分を五月末日までに貸与する。

ただし、海外留学研修を開始した年度分にあつては、海外留学研修を開始した日

の属する月の翌月の末日までに貸与する。

二 渡航及び帰国に要する経費は、海外留学研修を開始した日の属する月の翌月の末

日までに貸与する。

(借用証書の提出)

第十条 海外留学資金の貸与契約に係る全額(条例第六条第一項の規定により契約が解除されたときは、解除されたときまでの全額)の貸与を受けた者は、当該海外留学資金

金の受領後、遅滞なく、海外留学資金借用証書(第五号様式)を知事に提出しなけれ

ばならない。

(契約解除の通知)

第十一条 知事は、条例第六条第一項の規定により契約を解除するときは、その旨を当該契約の相手方又はその保証人に通知するものとする。

(貸与の辞退)

第十二条 海外留学資金の貸与を受けている者は、海外留学資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、海外留学資金貸与辞退願(第六号様式)を知事に提出しなければならぬ。

(医師の業務に従事した期間の計算)

第十三条 条例第七条第一号に規定する医師の業務に従事した期間は、医師の業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。ただし、医師の業務に従事しなくなった月において再び医師の業務に従事することとなったときは、その月を一月として計算するものとする。

2 前項の規定により医師の業務に従事した期間を計算する場合において、当該期間中に休職(医師の業務に起因するものを除く。以下この項において同じ。)又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を除くものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した月において再び休職又は停職の期間を開始することとなったときは、その月を一月として除くものとする。

(返還の債務の免除の申請)

第十四条 条例第七条又は第九条の規定により海外留学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、海外留学資金返還債務免除申請書(第七号様式)に条例第七条各号又は第九条のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならぬ。

(返還の債務の免除の決定)

第十五条 知事は、前条の規定により提出された海外留学資金返還債務免除申請書及び添付書類を審査し、海外留学資金の返還の債務の免除を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還の債務の猶予の申請)

第十六条 条例第十条の規定により海外留学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、海外留学資金返還債務猶予申請書(第八号様式)に同条に規定する理由に該当することを証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならぬ。

(返還の債務の猶予の決定)

第十七条 知事は、前条の規定により提出された海外留学資金返還債務猶予申請書及び

添付書類を審査し、海外留学資金の返還の債務の履行の猶予を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(報告書の提出)

第十八条 条例第十二条の報告書の提出は、海外留学研修報告書(第九号様式)を提出することにより行うものとする。

2 条例第十二条の規定により海外留学研修の成果を発表したときは、遅滞なく、海外留学研修発表報告書(第十号様式)を知事に提出しなければならない。

(届出)

第十九条 海外留学資金貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、状況届(第十一号様式)にその事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならぬ。

- 一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。
- 二 海外留学研修を中断したとき、又は再開したとき。
- 三 保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
- 四 医師の業務に従事し、又は従事しなくなったとき。
- 五 医師の業務に従事する施設を変更したとき。
- 2 海外留学資金の貸与を受けた者は、毎年四月一日現在の現況届(第十二号様式)を同月十五日までに知事に提出しなければならない。
- 3 保証人は、海外留学資金貸与者が死亡したときは、速やかに、死亡届(第十三号様式)を知事に提出しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

印

海外留学資金貸与申請書

次のとおり海外留学資金の貸与を申請します。なお、海外留学資金の貸与を受けることとなった
うは、山梨県医師海外留学資金貸与条例及び山梨県医師海外留学資金貸与条例施行規則の各条項を
遵守します。

貸与申請額	円	貸与期間	年 月から 年 月まで
		渡航及び帰国に要する経費	円
申請者	氏名 生年月日	年 月 日生	
	本籍		
	住所及び連絡先		
在籍中の医療機関等	名称		
	所在地		
医師免許	登録年月日	年 月 日	
	登録番号		
専門医資格等			

申請者が貸与を受ける海外留学資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

保証人 氏 名

印

住 所
電話番号

保証人 氏 名

印

住 所
電話番号

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

印

海外留学研修計画書

海外留学研修計画は、次のとおりです。

1 研修先（病院又は教育施設の名称、所在地及び連絡先）

2 研修の目的

3 研修期間

年 月 ～ 年 月

4 この研修が山梨県の医療水準の向上に資する理由（1,600字程度）

第3号様式(第4条関係)

海外留学資金貸与契約書

山梨県知事(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、山梨県医師海外留学資金貸与条例(平成23年山梨県条例第 号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定に基づき、海外留学資金の貸与について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり海外留学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 300,000円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 渡航及び帰国に要する経費 円

第2条 乙は、海外留学資金の貸与を受けたときは、条例及び山梨県医師海外留学資金貸与条例施行規則(平成23年山梨県規則第 号。以下「規則」という。)に基づき、その債務を履行するものとする。

第3条 甲は、乙が不正に海外留学資金の貸与を受けたときは、当該不正に貸与を受けた海外留学資金に相当する額を返還させ、又はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより既に貸与を受けた海外留学資金を返還しなければならない。

第4条 保証人は、乙と連帯して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

第5条 甲及び乙は、この契約書、条例及び規則に定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主(甲) 住所 山梨県知事 印
氏名

借主(乙) 住所 印
氏名

保証人 住所 印
氏名

保証人 住所 印
氏名

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

海外留学資金保証人変更願

次のとおり保証人の変更を承認してください。

新保証人	氏名 生年月日	年 月 日生
	住所 電話番号	
旧保証人の氏名		
変更の理由		

が貸与を受ける(受けた)海外留学資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

新保証人

印

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

保証人 住所
氏名 印

海外留学資金借用証書

次のとおり海外留学資金を借用しました。

金額		円
貸与期間	年 月から	年 月まで

第6号様式(第12条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

保証人 住所
氏名

印

保証人 住所
氏名

印

海外留学資金貸与辞退願

次のとおり海外留学資金の貸与を受けることを辞退したいので承認してください。

貸与決定金額		円
借用済金額		円
貸与期間	年 月から 年 月まで	
辞退の時期	年 月から	
辞退金額		円
辞退の理由		
備考		

第7号様式(第14条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

海外留学資金返還債務免除申請書

次のとおり海外留学資金の返還の債務の免除を申請します。

1 対象者

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	

2 免除申請の内容

借用済金額		円
免除申請金額		円
免除を申請する理由		

3 公立病院等に勤務した期間

期間	勤務施設等	備考
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
期間の合計	年 月	

4 添付書類

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

海外留学資金返還債務猶予申請書

次のとおり海外留学資金の返還の債務の履行の猶予を申請します。

1 対象者

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	

2 猶予申請の内容

借用済金額		円
猶予申請金額		円
猶予期間	年 月から	年 月まで
猶予を申請する理由		

3 添付書類

第9号様式(第18条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

海外留学研修報告書

次のとおり海外留学研修について報告します。

1 研修先(病院又は教育施設の名称、所在地及び連絡先)

2 研修期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 研修の概要(5,000字程度)

4 渡航及び帰国に要した経費

円

5 添付書類

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

海外留学研修発表報告書

次のとおり海外留学研修の成果を発表したので、山梨県医師海外留学資金貸与条例施行規則第18条第2項の規定により報告します。

- 1 発表をした日
- 2 発表の場所
- 3 発表したことを証する書類

第11号様式(第19条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

状況届

山梨県医師海外留学資金貸与条例施行規則第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 対象者

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	

2 氏名、本籍又は住所の変更の場合

	変更後	変更前
氏名		
本籍		
住所		

3 海外留学研修を中断し、又は再開する場合

- ・ 中断期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- ・ 再開日 年 月 日
- ・ 中断し、又は再開する理由

4 その他の届出事項

--

5 添付書類

第12号様式(第19条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

現況届

山梨県医師海外留学資金貸与条例施行規則第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 対象者

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	

2 現在の状況

医療機関 に勤務し ている場 合	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	
	診療科の名称	
	勤務の期間	
その他の場合		

3 医療機関記入欄

この者は、次の施設に勤務していること又は勤務していたことを証明します。		
年 月 日	(医療機関の長)	印

第13号様式(第19条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

保証人 住所
氏名

印

死亡届

山梨県医師海外留学資金貸与条例施行規則第19条第3項の規定により、海外留学資金の貸与を受けている(受けた)者が死亡したので、届け出ます。

1 貸与を受けている(受けた)者

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	

2 添付書類

山梨県規則第二十四号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年七月十三日

山梨県知事 横 内 正 明
山梨県県税条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の八の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項中「第六十二条の六第十三項及び第六十二条の七第五項」を「第六十二条の六第五項」に、「市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除申告書」を「再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除申告書」に改め、同条第二項中「第六十二条の六第十四項及び第六十二条の七第六項」を「第六十二条の六第六項」に、「市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書」を「再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書」に改め、同条第三項中「第六十二条の六第十五項及び第六十二条の七第七項」を「第六十二条の六第七項」に、「市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書」を「再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書」に改める。

第二十一条の九の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第一項中「第六十二条の八第五項及び第六十二条の九第六項」を「第六十二条の七第五項及び第六十二条の八第五項」に、「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除申告書」を「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書」に改め、同条第二項中「第六十二条の八第六項及び第六十二条の九第七項」を「第六十二条の七第六項及び第六十二条の八第六項」に、「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書」を「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書」に改め、同条第三項中「第六十二条の八第七項及び第六十二条の九第八項」を「第六十二条の七第七項及び第六十二条の八第七項」に、「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書」を「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書」に改める。

第二十一条の十 削除

第二十一条の十の二を削る。

第六十三号様式中「市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除申告書」を「再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除申告書」に、「第六十二条の六第五項」を「第六十二条の六第五項」に改める。
第六十四号様式中「市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書」を「再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書」に、「第六十二条の六第六項」を「第六十二条の六第六項」に改める。
第六十五号様式中「市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書」を「再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書」に、「第六十二条の六第七項」を「第六十二条の六第七項」に改める。

第六十六号様式中「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除申告書」を「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除申告書」に改める。
第六十七号様式中「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書」を「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予申告書」に改める。
第六十八号様式中「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書」を「農地保有合理化法人等の農地又は土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付申請書」に改める。

第六十九号様式から第七十一号様式までの二を削る。
第七十一号様式から第七十一号様式までを次のように改める。
第七十一号様式の二から第七十一号様式の四までを削る。

附 則

- (施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県県税条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県県税条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。